

賃金等の変動に対する工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の運用について

このことについて、熊本県土木部においては、新労務単価を反映したインフレスライドの請求可能日について、令和7年（2025年）3月7日以降としましたのでお知らせします。

記

1. 請求可能日 令和7年（2025年）3月7日以降
2. 「インフレスライドの運用について」添付
3. 「賃金等の変動に対する熊本県公共工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）マニュアル」添付